

## 「電気自動車用急速充電器の利便性の向上等に関する調査」 (開始します)

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るため、「地域計画調査」として、独自に調査を企画し実施しています。

平成30年11月から、標記の調査を開始します。

この調査では、電気自動車の走行に不可欠な急速充電器について、現地にも出向き、利用者(ドライバー)の立場から、便利さや維持管理の状況など、実態を把握します。



【本件照会先】総務省 関東管区行政評価局  
第2評価監視官 並木 豊  
電話:048(600)2320  
メール:ynamiki@soumu.go.jp

本報道資料は、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

## 電気自動車用急速充電器の利便性の向上等に関する調査

## 調査の背景

- 「2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする」の政府目標

(注1)「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

(注2)「次世代自動車」

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料自動車、クリーンディーゼル自動車

(注3)2017年の次世代自動車、36%

- 国、地方公共団体は、普及に向けた支援。次世代自動車や急速充電器の設置に係る補助制度

- 急速充電器の設置に関するガイドブック(国)、設置・運用に関する手引書(事業者団体)も提示

- 次世代自動車

平成27年3月末 約9万8千台

→30年3月末 約19万9千台

(うち関東甲信越地方1都9県)

約6万9千台(全国の35%)

(注)一般社団法人自動車検査登録情報協会の資料による。

- 急速充電器

平成29年9月現在 約7千3百基

(うち関東甲信越地方)

約2千2百基(全国の30%)

(注)一般社団法人CHAdeMo協議会(チャデモ協議会)の資料による。

- 電気自動車のドライバーから、急速充電器に対する不満等

- ・ 設置場所への案内や誘導が適切でなく、どこにあるか分かりにくい
- ・ 地域により利用時間帯が限定、24時間使えない

急速充電器が設置されている現地に出向き、電気自動車のドライバーの立場から調査。

- ①どこに設置されているか
- ②不便さ、分かりにくさなどないか
- ③安全に管理されているかなど

急速充電器を利用し、不安なく走行できるよう利用環境の整備に貢献したい

## 主要調査項目

- 1 急速充電器の設置状況等
- 2 急速充電器の案内、利用状況
- 3 急速充電器の維持管理の状況



## 調査対象機関

関東東北産業保安監督部  
急速充電器の設置者(都県、市町村、民間事業者等)

## 調査実施期間

平成30年11月～31年3月

## 1 電気自動車用充電器の種類

種類	電源	主な設置場所	法令等の規制
<p>急速充電器</p> 	三相200V	高速道路のサービスエリア・パーキングエリア、道の駅、地方公共団体の施設、商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約電力が50kW以上の場合には、キュービクル(変圧器)の設置、電気主任技術者の選任・保安規程の届出が必要となる。</li> <li>・全出力20kWを超える急速充電設備を設置する場合には火災予防条例による規制の対象となり、標識の設置や衝突防止(車止め、ポール等)が必要となることがある。</li> </ul>
<p>普通充電器</p> 	100V又は200V	商業施設、カーディーラー、事業所、戸建て住宅、マンション	—

(注)経済産業省・国土交通省編「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」(2017年6月)による。なお、充電器の写真は、当局が撮影した。

## 2 利用料の支払方法

①NCS(日本充電サービス:自動車メーカー4社が合同で設立した組織)カードでの支払い、②自動車メーカー各社が発行したカード、③現金などがある。

(注) 急速充電器の中には、無料の急速充電器もある。